

第三十三号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月二十三日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例  
 第一条 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十八項を第十九項とし、第十七項の次に次の一項を加える。

18	通知カードの再交付	一件	五百円
----	-----------	----	-----

別表第二健康部の表第八十一項を次のように改める。

八十一 食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一号）第十一条第一項の規定に基づく行商人の届出に基づく鑑札及び記章の交付及び再交付	1 行商人の鑑札及び記章の交付（更新を含む。）手数料 2 行商人の鑑札及び記章の再交付手数料	業種ごとに千八百十円 一件ごとに千百十円	届出のとき 届出のとき
--	---	-------------------------	----------------

別表第二健康部の表中第八十二項を第八十四項とし、第八十一項の次に次の二項を加える。

八十二 食品製造業等取締条例第十一条第一項及び第二項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）並びに許可済証の交付及び再交付	1 弁当等人力販売業許可申請手数料 2 弁当等人力販売業許可更新申請手数料 3 弁当等人力販売業許可済証交付手数料 4 弁当等人力販売業	一件ごとに八千八百円 一件ごとに五千四百円 一件ごとに千四百円 一件ごとに	許可申請のとき 更新申請のとき 交付申請のとき 再交付申請のとき
---	---	--	---

<p>八十三 食品製造業等取締条例第十一条第一項及び第三項の規定に基づく製造業等の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>1 食品製造業等許可申請手数料 2 食品製造業等許可更新申請手数料</p>	<p>業種ごとに 一万三千二百三十円 業種ごとに 七千八百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
	<p>許可済証再交付手数料</p>	<p>千百円</p>	

第二条 江戸川区事務手数料条例の一部を次のように改正する。  
別表第一第十七項を次のように改める。

<p>17 削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>
------------------	-----------	-----------

別表第一中第十九項を第二十項とし、第十八項の次に次の一項を加える。

<p>19 個人番号カードの再交付</p>	<p>一件</p>	<p>八百円</p>
---------------------------	-----------	------------

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中江戸川区事務手数料条例別表第二健康部の表の改正規定 平成二十七年十月一日

二 第一条中江戸川区事務手数料条例別表第一の改正規定 平成二十七年十月五日

三 第二条の規定 平成二十八年一月一日

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の施行に伴う通知カード等の再交付に係る手数料、食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第一百一号)の改正に伴う弁当等人力販売業の許可等の事務に係る手数料を新たに規定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。